

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を
実施するための中央当局の在り方に関する意見募集の実施について

平成23年9月30日

外務省

1. 趣旨

（1）近年増加している国際結婚の破綻等により影響を受けている子の利益を保護する必要があるとの認識の下、政府は、5月20日付けの閣議了解において、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（仮称。以下「ハーグ条約」という。）について、締結に向けた準備を進めることを確認しました。ハーグ条約を実施するために必要な国内法に関しては、法務省が法案取りまとめ及び子の返還手続部分の立案を担当し、外務省は中央当局の任務に関する部分の立案を担当することとなっています。

（2）外務省は、本年7月から「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」を開催し、外部の有識者等の方々から広く意見を聴取しつつ、ハーグ条約を実施するために必要な国内法案の作成に向けた作業を行っています。今回の案は、ハーグ条約に関する関係閣僚会議における了解事項等及びこれまでに開催された計2回の懇談会での議論を踏まえ、中央当局部分の法案の作成に向け論点を整理したものです。広く国民の皆様から御意見をお寄せいただき、今後の法律案の作成に活かしていきたいと考えています。

※なお、条約を実施するために必要な国内法を整備するに当たり、子の返還手続等に関しては、法務省において、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめにつき、意見募集が行われておりますので、併せて御覧ください。

2. 意見募集対象

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方について（別紙）

3. 意見募集に当たっての参考資料及び資料入手方法

（1）参考資料

・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を

実施するための中央当局の在り方について（補足説明）

- ・ ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会第二回会合概要
- ・ ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会第二回会合主要論点
- ・ ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会第二回会合議事録
- ・ ハーグ条約テキスト（英文）及び検討中の仮訳文
- ・ ハーグ条約の概要

（２）資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://3-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載します。

４．意見募集期間

平成23年9月30日（金）から平成23年10月31日（月）まで（※必着。郵送の場合は当日消印有効）

５．意見提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出ください。

①電子メールの場合

電子メールアドレス：hague.publiccomment@mofa.go.jp

②郵送の場合

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

外務省総合外交政策局子の親権問題担当室 意見募集担当宛

６．留意事項

氏名（法人又団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号又は電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合などの連絡・確認のために利用します。

７．お問い合わせ先

○外務省総合外交政策局子の親権問題担当室 03-5501-8466